主 本件申立てを却下する。

理 由

1 本件申立ての趣旨及び理由は、原告代理人作成の別紙平成14年12月16日付け「訴えの変更申立書」と題する書面記載のとおりであり、被告とすべき者を誤ったことについて原告に故意または重過失がないことの主張は、原告代理人作成の別紙平成15年1月10日付け「被告の変更許可の理由及び事情について」と題する書面記載のとおりである。

第告は、本件訴えは、その提起段階では代理人弁護士を選任しておらず、いわかる本人訴訟として提起したものであること、上記被告では代理人弁護士を選任しておらず、いた法と書にも未だ記載がなく、その改正には気付かなかったこと、出土記載がなく、その改正には気付かなかったこと、出土記載を書きまするが、とするとして、被告変更の申立てが許される治され、とする旨主張するが、上記改正法は平成14年3月30日に公布され、改正法の施行後に提起する住民訴訟については、職員個人では、本件がある旨主張である住民訴訟については、職員個人では、本件があること、本件で訴訟によるであること、本件で訴訟というであること、本件で訴訟と、本件訴え提起に先立つ同年9月26日付けでいると、本任状によれば、原告は、本件訴え提起に先立つ同年9月26日付けると、本任状によれば、原告は、本件訴え提起に先立つ同年9月26日付けあると、本代表によれば、原告は、本件訴え提起に先立つ問言を得る機会があるといわざるを得ないると、これらを原告主張にかかる上記の諸事情と対があるといわざるを得ないたことにつき重大な過失があるといわざるを得ないた。上記被告変更の申立ては許されないから、主文のとおり決定する。

4 よって、上記被告変更 平成15年2月19日 岐阜地方裁判所民事第1部 裁判長裁判官 中村直文 裁判官 末永雅之 裁判官 加藤靖